

健康保険部

議案第 7 8 号 令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第 5 号）について

それでは、議案第 7 8 号、令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

議案書の 1 1 ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 千 4 9 7 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 6 億 4 千 7 2 3 万円とし、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 千 2 4 万 7 千円とするものです。

それでは、補正内容の主なものについて、令和 6 年度大津市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

1 9 0 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険料は、国民健康保険料の収入見込みによる補正

です。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料の各目は、督促手数料等の収入見込みによる補正です。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等経費について、国から交付を受ける補助金の補正です。目 2 災害臨時特例補助金は、東日本大震災により被災した被保険者に係る国民健康保険一部負担金の免除に対する財政支援として補助金の交付を受けるものです。

192 ページをお願いいたします。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 県補助金は、地方単独事業である福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対して県から交付される補助金の補正です。目 2 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等交付金（普通交付金）は、交付対象となる療養給付費等の保険給付に必要な費用の全額が県から交付されるもので、保険給付に必要な費用の見込みによる補正です。節 2 保険給付費等交付金（特別交付金）は、市町村の財政状況や市町村が実施する事業等に応じて交付されるもので、収入見込みの精査による補正です。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金から節 7 産前産後保険料繰入金までは、収入見込みの精査による補正です。節 8 その他一般会計繰入金は、保険料減免制度による保険料の不足分その他、福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対する補填や、直営診療施設勘定への繰出金の財源として繰り入れるもので、収入見込みの精査による補正です。項 2 基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を受け入れるものです。

款 7 繰越金は、前年度の決算剰余金です。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、194 ページをお願いいたします。項 2 雑入の各目は、収入見込みの精査による補正です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

196 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費から項 3 運営協議会費までは、いずれも執行見込みの精査による補正です。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費及び項 4 諸給付費、目 2 葬祭費は、それぞれ執行見込みの精査によ

る補正です。

款 3 国民健康保険事業費納付金の各項は、滋賀県が市町ごとに決定した額に基づき補正するものです。

1 9 8 ページをお願いいたします。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 疾病予防費、説明欄 1 から 3 までは、いずれも執行見込みの精査による補正です。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 退職被保険者等保険料還付金は、過年度に遡及した資格異動に伴う賦課更正等による保険料の還付金の補正です。項 2 繰出金は、直営診療施設勘定の執行見込みの精査による補正です。

続きまして、直営診療施設勘定について御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

2 0 2 ページをお願いいたします。

款 1 診療報酬、項 1 診療報酬の各目は、それぞれ、収入見込みの精査による補正です。

款 2 使用料及び手数料は、収入見込みの精査による補正です。

款 3 繰入金は、歳出の執行見込みの精査による補正です。

款 4 繰越金は、前年度の決算剰余金です。

款 5 諸収入、項 1 雑入は、滋賀県国民健康保険診療施設協議会か

ら研修費用の助成を受けたことに伴う補正です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

204ページをお願いいたします。

款1診療施設費、項1葛川診療所費、目1管理費は、施設管理等の診療所運営に要する経費で、執行見込みの精査による補正です。

目2医業費は、診療に係る医薬材料費等に係る経費で、執行見込みの精査による補正です。

以上で、議案第78号、令和6年度大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

御審査賜りますようお願い申し上げます。